

## ☆ 各種資金の貸付

### ○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付 ☎046-822-9809

ひとり親家庭の福祉的な向上や児童の入学・修学などのための資金が必要になったとき、ひとり親自立支援員が貸付の相談に応じます。返済方法と併せ、詳しくはお問い合わせください。【窓口】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)

## ☆ その他の支援

### ○ 家庭生活支援員の派遣 ☎046-822-9809

ひとり親家庭の家族が病気やケガなどで、日常の家事や育児に困ったとき、家庭生活支援員が手助けをします。

- ・所得制限……あり
- ・派遣期間……1年間あたり10日以内(1時間単位でも可能)
- ・派遣費用……無料

【窓口】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)

### ○ ファミリーサポートセンター ☎046-828-8510

お子さんを預かってほしい人(よろしく会員)と、預かることのできる人(おまかせ会員)の間を橋渡しします。

- ・保育園・幼稚園の送り迎えや一時預かりなど。
- ・ひとり親家庭で非課税世帯は減免があります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ先】ファミリーサポートセンター

### ○ 市営住宅の入居優遇扱い ☎046-823-1973

市営住宅へ入居を希望するひとり親家庭の方には、当選率が良くなる優遇措置があります。

【問合せ先】(社)神奈川県土地建物保全協会

### ○ 所得税・住民税の軽減措置 ☎046-822-8191~8193

いわゆる「寡婦控除」のことです。年末調整や確定申告のときに控除が受けられます。

【窓口】市民税課(市役所本庁1号館2階)、横須賀税務署 ☎046-824-5500

### ○ 他に、金融機関の優遇(各金融機関)等もあります。

### ○ 横須賀市母子福祉会

### ○ よこすかひとり親サポーターズ・ひまわり

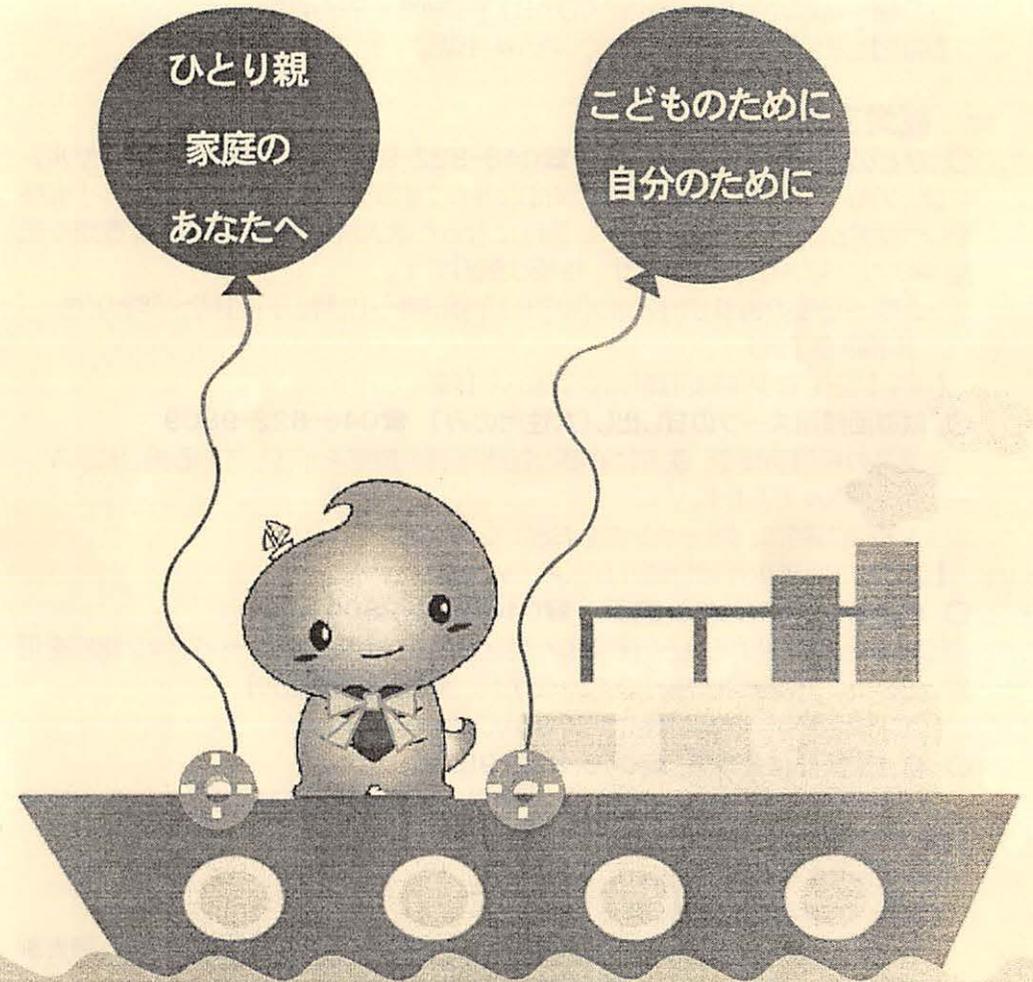
ひとり親家庭の福祉の増進や、情報交換のため、親睦会やデイキャンプなどの行事を行っている会です。

【年会費】1000円

【手続き先】横須賀市母子福祉会 村井会長 ☎090-6133-9191

ひとり親サポーターズ・ひまわり 寺田 ☎070-6635-7365

# ひとり親家庭の しあわせのために



横須賀市こども育成部こども青少年給付課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地(はぐくみかん1階)

TEL 822-8251(ダイヤルイン) Fax 821-0424

E-mail : ya-ky@city.yokosuka.kanagawa.jp

◎このしおりは、ひとり親の方、現在離婚についてお悩みの方、ひとりで出産をおかえりの方に、ご利用できる制度やサービスについてご紹介することを目的としています。

## ☆ 相談

### ○ 母子・父子自立支援員 ☎046-822-9809

ひとり親の方や離婚についてお悩みの方の協力者として、生活や子どものことなど、さまざまなご相談に応じています。相談は無料で、秘密は厳守します。

・月曜～金曜の毎日(市役所の開庁日)午前9時～午後4時

【場所】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)

## ☆ 就労支援

### ○ ひとり親家庭の親の就労相談 ☎046-822-9808(就労相談専用ダイヤル)

ひとり親家庭の親の就職、転職、資格取得のご相談に、キャリアコンサルタント資格をもつ就労相談員がお答えします。適性に合った求人情報の提供や、応募書類や面接等のアドバイスも行っています。相談は無料です。

・月曜～金曜の毎日(市役所の開庁日)午前9時～12時、午後1時～5時のうち1時間(要予約)

【場所】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)

### ○ 就職面接用スーツの貸し出し(女性用のみ) ☎046-822-9809

企業等の採用面接や、就労に必要な証明写真の撮影を予定している場合に、スーツがレンタルできます。

※返却時に、クリーニングをお願いします。

【窓口】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)

### ○ 就活セミナー&パソコン講座 ☎046-822-9809

就職、転職を希望するひとり親家庭の親を対象に、各種セミナー・パソコン講座を用意しています。受講料は無料です。(要予約、無料保育用意あり)

【窓口】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)

### ○ 自立支援給付金事業 ☎046-822-9809

ひとり親家庭の親に対し、就労による安定した収入をもって経済的に自立した生活を送ることができるよう支援するため、助成事業を行っています。

※いずれも事前相談が必要です。(要予約)

#### (1) 自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定を受けた教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を給付します。

#### (2) 高等職業訓練促進給付金

専門的な資格取得を支援するため、ひとり親家庭の親が2年以上養成機関で修業(通学)する場合に、一定期間生活費を補助します。

【窓口】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)

## ☆ 経済的支援

### ○ 児童扶養手当 ☎046-822-8251

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を養育するひとり親家庭の父母または養育者に支給されます。手当額等の詳細を記載した、「児童扶養手当制度のしおり」をご用意していますので、そちらもご覧ください。

【窓口】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)、各行政センター

### ○ 医療費の助成(ひとり親家庭等医療費助成制度) ☎046-822-8251

満18歳の年度末までにある児童を養育しているひとり親家庭などを対象に、健康保険法に規定された医療費の患者負担分を助成します。

【窓口】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)

### ○ 児童手当 ☎046-822-8251

児童扶養手当と別に、中学3年生までにある児童を養育している方に支給されます。なお、離婚などのために受給者名義を児童の父から母へ変更するときは、所定の手続きが必要です。手当額等の詳細を記載した、「児童手当制度のご案内」をご用意していますので、そちらもご覧ください。

(公務員の方は勤務先へご相談ください。)

【窓口】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)、各行政センター

### ○ 水道料金の減免 ☎046-823-2125

児童扶養手当の受給開始から5年未満の受給者が属する世帯の、上下水道料金の基本料金相当分を減免します。なお、受給開始から5年経過後も8歳未満の児童を養育している場合は、その児童が8歳に達するまで減免します。

(生活保護世帯は除く)

【窓口】上下水道局料金課(市役所本庁舎1号館8階)

### ○ JR通勤定期券の3割引制度 ☎046-822-8251

児童扶養手当を受けている方と、その家族が対象です。

証明書交付の申請にあたって、写真(上半身:縦4cm×横3cm)を必要としますので、あらかじめご用意ください。

【窓口】こども青少年給付課(はぐくみかん1階)

### ○ 義務教育就学援助 ☎046-822-8480

小学校や中学校の在学中に必要な費用の援助制度です。

・援助の内容:給食費、学用品、修学旅行費など。

・所得制限……あり

【窓口】各学校

【問合せ先】教育委員会支援教育課(市役所本庁舎1号館6階)

# ひとり親家庭の就労・

# 転職をサポートします

**無料・要予約**

【ご利用いただいた方の

就職決定事例も増えています】

子育てと仕事の両立は出来るの？

どんな資格が就職につながるのかな？



あなたの適性にあった、就労・求人情報をご提供し、就職に向けて全力でバックアップします。

キャリアコンサルタント資格（※）をもつ就労相談員が、以下の支援をいたします。

- ・就労や転職、資格取得のご相談にお答えします。
- ・各相談者の適性にあった求人情報を提供いたします。
- ・就職や転職のための応募書類作成の支援、面接でのアドバイスを実施いたします。
- ・応募の結果、不採用になった際の結果分析、応募方針の再検討を行います。
- ・必要に応じて公共職業安定所や、採用面接に同行いたします。

※就職を希望する人に対して、さまざまな相談支援を行う専門資格です。



相談場所：横須賀市役所 はぐくみかん1階（横須賀市小川町16）

◎事前予約が必要です。

相談をご希望の方は、事前に下記問合せ先にご連絡ください。

横須賀市役所こども育成部こども青少年給付課

就労相談専門ダイヤル：046-822-9808

## 就職決定者の声

### 【40代 女性】

就労相談では具体的な就職活動の仕方や、履歴書・自己アピールの方法などを丁寧に教えてくださり、とても参考になりました。

私の場合は、面接などであまり力を入れすぎなかったのが、逆に良かったような気がします。リラックスして頑張ってください！

### 【30代 女性】

一見「失敗」と思われることも、次につながるための材料になると思います。どんなことを聞かれるかがわかったり、ここだけは強くアピールしたほうが良さそうだとわかったり。

あと、履歴書や職務経歴書を丁寧に分かりやすく書くことは必須です。これだけでもだいぶアピールできます。また、「〇〇経験者求む」の条件にぴったり合ってなくても、付随する似た経験があればOKしてくれるところもあるので諦めないでほしいです。入社してからその分覚えるのに多少苦労することもあります。経験の有無に関わらず大変さは変わらないので、気後れせずに自分を信じて頑張してほしいと思います！

### 【20代 女性】

履歴書・職務経歴書の書き方も変えて、アドバイスをもらいながら面接をたくさん受けました。スキルアップできる会社にこだわり、職場を選びました。未経験でしたが、最後まであきらめなかったのが自分が希望する仕事に就くことができました！

### 【40代 女性】

どうしたら先に進めるのか、迷っていて困っていましたが、少しずつ道が見えたように思います。最後に背中を押してもらえて、就職先が決まりありがたかったです！  
迷った時は、一人で迷わずいろんな方に話をした方が良いですよ。

### 【30代 女性】

転職が多かったため、履歴書で不採用になってしまうことがありました。

面接の最初に、「転職は多いですが、頑張ります！」と面接官へやる気を伝えたところ話も盛り上がり、無事に採用となりました！

### 【就労相談員より一言】

ひとり親だから就職が難しい、とっていませんか？

履歴書・職務経歴書の書き方や、面接での伝え方を変えるとグッと就職が近づきます。

お仕事の探し方から、ブランクの伝え方、お子さんが病気時の対処法まで一緒に考えます。

お気軽に就労相談をご利用ください！

# ひとり親サポーター企業・求人を募集しています

## ひとり親の就業をご支援ください

母子家庭の母や父子家庭の父（「ひとり親」）は、子育てや身のまわりの家事など生活の全てをひとりでこなしているため、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

仕事も子育ても頑張りたい、そんなひとり親の願いを応援したいという思いから、横須賀市こども青少年給付課では、ひとり親を対象に無料職業紹介事業（※）を実施しました。

本市の取り組みにご賛同いただける「ひとり親サポーター企業」登録と求人を募集します。

詳しい内容は下記問い合わせ先にお問い合わせください。

## ひとり親サポーター企業とは

横須賀市において、ひとり親家庭の雇用に対する取り組みを行う企業の名称です。

ひとり親サポーター企業は、職種や業務がひとり親でも可能と思われる求人をする際に、横須賀市こども青少年給付課に求人票を提出し、それに対し適切だと思われるひとり親求職者を横須賀市こども青少年給付課が、ひとり親サポーター企業へ紹介します。

## ひとり親サポーター企業に登録するメリット

1. 横須賀市無料職業紹介事業者からの紹介者を雇用することで、雇用関係給付金（特定求職困難者雇用開発助成金）を受け取れます。

ただし、特定求職困難者雇用開発助成金受給要綱に該当する企業等に限る。

2. 横須賀市から情報提供を受けられます。

3. 登録事業者の一覧表を横須賀市ホームページに掲載します。ひとり親の就業に理解ある企業としてイメージアップを図れます。

## 雇用関係給付金

### （特定求職困難者雇用開発助成金）とは

横須賀市無料職業紹介事業者やハローワークからの紹介で、ひとり親を雇い入れた事業主に、賃金の一部を助成します。

・短時間労働者以外

中小企業…90万円 大企業…50万円

・短時間労働者

中小企業…60万円 大企業…30万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。



問い合わせ先

横須賀市こども育成部こども青少年給付課 自立支援係

電話：046（822）9809

FAX：046（821）0424

E-mail：ya-ky@city.yokosuka.kanagawa.jp

就労相談事業業務受託事業者 ランスタッド株式会社



求人申込書 (一般)

受理日 年 月 日 紹介期限 年 月 日

No. \_\_\_\_\_

(フリガナ) [Redacted]		職種	不動産賃貸営業・管理業務	雇用期間	雇用期間の定めなし		
〒238-0017 横須賀市 [Redacted]		就業場所	事業所所在地に同じ 転勤の可能性なし (京浜急行) 線 (横須賀中央) 駅下車、徒歩 (8) 分	雇用形態	正社員 契約 派遣 業務委託		
TEL [Redacted] FAX [Redacted]		仕事の内容	・不動産賃貸営業・管理業務 ・不動産賃貸業務にかかわる簡易的な事務処理 ・不動産ポータルサイトへの物件登録業務を主な業務として担当していただきます。 パソコンはワード・エクセルの他、専用ソフトを使用します。 専用ソフトの使用方法は指導します。	採用人数	1 人		
不動産の売買、贈与、相続、税金住宅ローン等に関するコンサルティング業務を始め、アパート、マンション、店舗、事務所、駐車場の賃貸借の仲介及び管理業務を行っております。				就業時間	9:30~18:30 シフトでの勤務時刻変動: 有 無 1日の労働時間調整: 可 不可		
創業 昭和 47 年	ひとり親雇用実績 有 無			休憩時間	60分 年間休日数: 91日		
資本金 5,000,000 円	ひとり親雇用に対する取り組み 特になし			時間外・休日出勤: 多少 ほとんど無	時間外労働: 月平均 時間 休日出勤の頻度: 1日の残業時間 ばらつきあり 一定		
従業員 当事業所 6 人 (内女性 2 人)	入居可能住宅 世帯用 有 無	学歴・専攻科目	望ましい人物イメージ		就業時間等の特記事項		
企業全体 6 人	子育て世帯への勤労制度 特になし	必要な経験・資格・免許	・英会話 (日常会話程度) ・パソコン操作 (ワード・エクセル) ・普通自動車免許 (AT限定可)		業務状況による残業の可能性あり		
雇用 労災 健康 厚生	退職金共済	利用可能な託児所 有 無	賃金形態		昇給 (円/月または%)		
退職金制度 あり (勤続3年以上)	マイカー通勤 可 不可	住宅・託児所・マイカー通勤に関する特記事項	月給 日給 月給 時間給 成果給 その他の場合:		(ベア込みの前年度実績) あり		
定年制 あり 65 歳 再雇用 歳まで	選考方法 面接	育児休業取得実績 有 無	a基本給 (月額換算・月平均労働日数)		賞与 (前年度実績)		
勤務延長 なし 労働組合 なし	日時 随時	介護休業取得実績 有 無	170,000 円~200,000円・22.8日		年2回、計 月分 円~ 円		
	携行品 履歴書	応募書類 履歴書、その他 (職務経歴書あれば尚可)	b 定額的に支払われる手当		通勤手当 (上限あれば金額): 実費 上限なし		
	採否決定 7 日後	受付期間 月 日 ~ 月 日	住宅定額: 10,000円		マイカー通勤時のガソリン代補助: なし		
	氏名 [Redacted]	受付方法 電話・メール・ホームページ・郵送・その他	c その他の手当等特記事項				
	氏名 [Redacted]	備考 *応募書類は選考後に返却します。 *選考結果通知方法は郵送又は電話。	・精勤手当: 10,000円 ・技能手当 ・取引主任者手当				
	連絡先 [Redacted]	備考 * 休日は原則、第2、第3土曜日は日曜日との連休になります。 ゴールデンウィーク、お盆休み、年末年始休暇あり (各1週間程度)	求人条件に係る特記事項 * 週44時間特例対象事業場 (商業) * 社内規定により定年制65歳 * 試用期間あり 原則3ヶ月				

※サポーター企業に登録済みの場合は、網掛け部分のご記入は不要です。

# ひとり親家庭

## 高等職業訓練促進給付金のご案内

専門的な資格取得を支援するため、ひとり親家庭の親が2年以上養成機関で修業（通学）する場合に、最長2年間生活費を補助します。

### 1 利用できる方（次の(1)～(4)のすべてを満たしている方。）

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- (2) 本市に3か月以上居住している方
- (3) 資格習得する可能性が高く、適職に就くために必要であると認められる方
- (4) 仕事と学業、養育と学業の両立が困難であると認められる方

### 2 対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士及び  
歯科衛生士などの国家資格で、横須賀市内での就職に結びつく資格



### 3 支給の対象となる期間

全修業期間（ただし、上限2年間。留年した場合は本来の修業期間）

### 4 支給される給付金の額

#### (1) 高等職業訓練促進給付金

月額 10万円

※ 平成23年度以前の入学者については、月額 14万1千円

本人または、同居の家族が市民税課税の場合は月額 70,500円

#### (2) 高等職業訓練促進給付金修了一時金

5万円

本人または、同居の家族が市民税課税の場合は月額 2万5千円。

### 5 給付金の支給時期

8月、12月、4月の15日。（金融機関の休業日の場合は翌営業日）

ただし、年度途中で申請の場合は申請の翌月に1回目の支給をします。

6 手続きの時期と提出書類等

(1)	入学前・・・事前相談のうえ、申請してください。 (在学中の方はご相談ください。)
①	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事前相談申込書
②	(母子家庭等高等職業訓練促進給付金)生活歴等申告書
③	高等職業訓練促進給付金支給申請書 (記載にあたって本人名義の金融機関の口座情報が必要です)
④	児童扶養手当証書 (児童扶養手当を受給していない方はご相談ください。)
⑤	学生証 (学生証に在籍期間の記載がない場合は、在籍を証明する書類)
⑥	養成機関の入学案内パンフレット
⑦	認印



	在 学 中
①	高等職業訓練促進給付金支給申請書 (年度当初と7月頃)
②	出席状況報告書 (3か月ごと)



(2)	卒業後の提出書類 (修了一時金の申請)
①	高等職業訓練促進給付金支給申請書
②	出席状況報告書
③	卒業証書又は卒業証明書
④	成績証明書

◎ 問い合わせ・申請先

横須賀市こども育成部こども青少年給付課 母子自立支援員

電話 046-822-9809(直通)

# シングルマザーのための就活応援プログラム

## 無料！ パソコン講座

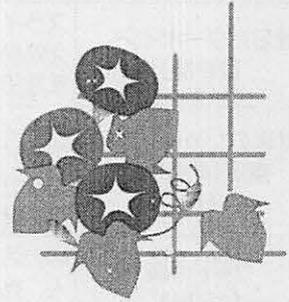
2015年7月開催

★無料保育つき  
(アフター5 コースを除く)

ワード・エクセルの操作を  
ゼロから身につけたい

しごとの効率を上げたい

スキルアップして  
事務職を目指したい



基礎から応用まで、自分の目的に合わせて自分のペースで学べます。講師は全員女性。丁寧で分かりやすい指導が好評です。

講座の詳細は、裏面をご覧ください。

参加費●**無料**※ただし、以下の要件に該当する方が対象です

**対象** 横須賀市在住のシングルマザーの方（または現在離婚協議中・裁判中の子育てをされている女性）で、かつ次の①～③のいずれかに該当する方。

- 【 ①児童扶養手当を受給している方、②ひとり親家庭等医療費助成制度を利用している方、③児童扶養手当受給者と同等の所得状況のひとり親家庭の方

定員●1 講座2人 ※一般参加者（有料）を含め、全体で12人ほどの講座です

会場●男女共同参画センター横浜（横浜市戸塚区）／男女共同参画センター横浜南（横浜市南区）

講師●NPO 法人ITスキルサポートフォーラム所属インストラクター

申込●電話にて受付 **先着順**

【①講座申込・キャンセル】下記内容をお伝えください。提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用します。

ご希望のプログラム名、日時、該当する対象番号①～③、〒住所、氏名、電話番号、生年月日、保育希望の場合は子どもの名まえと年齢

(公財)横浜市男女共同参画推進協会 事業企画課

電話:045-862-5141

9時～17時(土・日、祝日、第4木曜、年末年始を除く)

★講座のキャンセルは判明した時点で必ずご連絡ください。やむを得ない事情を除き、当日無断欠席をされた場合、同一講座は受講できません。また、その後3ヵ月間は、講座受講をお断りいたします。

【②保育申込・キャンセル】

**対象** 1歳6ヵ月～未就学児

**無料**

アフター5コースには保育が付きませんのでご注意ください。  
2ヵ月～1歳5ヵ月のお子さんの保育についてはご相談ください。

**窓口** 子どもの部屋 受付時間:9:00～17:00(日・祝日、第4木曜日、年末年始を除く)

・センター横浜(戸塚)で講座受講の方…電話:045-862-4750

・センター横浜南(南太田)で講座受講の方…電話:045-714-2665

★保育の申込は必ず講座受講日の4日前17時までにご連絡ください(4日前が日・祝日、第4木曜日にあたる場合は、3日前17時まで)。キャンセルは分かり次第至急ご連絡ください。

【2015年7月講座日程一覧】 各日 10:00~15:30

講座名	内容	男女共同参画センター 横浜	男女共同参画センター 横浜南
再就職・転職のための パソコン講座 【5日間】	ワード：基本操作、ビジネス文書作成方法の基本、表の挿入、画像の挿入、演習 エクセル：基本操作、表作成の基本、関数を使用した計算処理、グラフ、演習	7月13日(月)	
		7月14日(火)	
		7月15日(水)	
		7月16日(木)	
		7月17日(金)	
速習パワーポイント 【2日間】	スライド作成の基本操作、図形の利用、画面の切り替え効果の設定、アニメーションの設定、保存、さまざまな印刷方法		7月14日(火)
			7月21日(火)
再就職のためのパソコン 講座(準備編) 【2日間】	ウィンドウ操作、タイピング練習 ワード：文書作成の手順、書式設定、保存、印刷 エクセル：表作成の手順、データ入力、数式の入力、書式設定、保存、印刷		7月16日(木)
			7月17日(金)
ワード中級 【2日間】	図の活用、SmartArtの作成、アウトライン、目次の挿入、見出しの設定、段組み、ヘッダーとフッター、セクション区切り、タブとリーダー、差し込み印刷	7月18日(土)	
		7月25日(土)	
ワード初級 【2日間】	画面構成、文書作成の手順、書式設定、印刷、クリップアートの挿入、表の挿入	7月21日(火)	7月15日(水)
		7月28日(火)	7月22日(水)
実践エクセル関数	関数のネスト、名前の定義、請求書や管理マスターに使用すると便利な機能(文字列の操作、保護など)		7月18日(土)
エクセル初級 【2日間】	画面の構成、データの入力と修正、オートフィル機能、四則計算、書式設定、表の作成、グラフの作成と編集、シートの操作、関数の挿入、データベース機能	7月22日(水)	
		7月29日(水)	
初めてのパソコン	電源の入れ方、マウス操作、ウィンドウ操作、キーボード基本操作、インターネット体験	7月27日(月)	
<b>NEW! アフター5コース 各日 18:30~20:30 ※保育なし</b>			
アフター5コース エクセル初級(1) 【2日間】	画面の構成、データの入力と修正、オートフィル機能、四則計算、書式設定、表の作成、グラフの作成	7月17日(金)	7月14日(火)
		7月24日(金)	7月21日(火)

詳細は(公財)横浜市男女共同参画推進協会のHPでご覧いただけます URL: <http://www.women.city.yokohama.jp>  
 【会場案内】アクセス便利♪横須賀市からJR&京急で1本!

①フォーラム(男女共同参画センター横浜)

JR、横浜市営地下鉄「戸塚駅」から徒歩5分

【戸塚駅へのアクセス】

横須賀駅から ⇒JR 横須賀線にて約30分  
 横須賀中央駅から⇒京急線、市営地下鉄にて約40分  
 ※上大岡のりかえ

【戸塚駅からフォーラムへのアクセス】



住所 横浜市戸塚区  
 上倉田町 435-1  
 TEL 045-862-5050

駐車場 予約制  
 できるだけ公共交通機関をご利用ください。

地下改札から徒歩5分 毎月第4木曜日・年末年始休館

②フォーラム南太田(男女共同参画センター横浜南)

京浜急行線「南太田駅」から徒歩3分

【南太田駅へのアクセス】

横須賀中央駅から⇒京急線にて約30分

【南太田駅からフォーラム南太田へのアクセス】



住所 横浜市区  
 南太田 1-7-20  
 TEL 045-714-5911

駐車場 一般用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

改札から徒歩3分 毎月第3月曜日・年末年始休館

2015年度横須賀市ひとり親就労支援講座事業 プログラム

日程	定員	申込区分	午前(10:00~12:00)	講師(敬称略)	午後(13:00~15:30)	講師(敬称略)
10月27日(火)	10名	1	はじめてのパソコン	NPO法人ITスキルサポートフォーラム(以下ISF)	はじめてのパソコン	ISF
10月28日(水)		2	ワード初級	ISF	ワード初級	ISF
10月29日(木)			ワード初級	ISF	ワード初級	ISF
10月30日(金)			アサーティブ体験	NPO法人サポートハウスじょむ	ワード練習問題、補講	ISF
11月2日(月)		3	エクセル初級	ISF	エクセル初級	ISF
11月3日(火)			エクセル初級	ISF	エクセル初級	ISF
11月4日(水)			自己分析、企業選び	(株)エイジェック 秋田文子	エクセル練習問題、補講	ISF
11月9日(月)		4	エクセル中級	ISF	エクセル中級	ISF
11月10日(火)			エクセル中級	ISF	エクセル中級	ISF
11月11日(水)			エクセル中級	ISF	エクセル中級、練習問題	ISF
11月13日(金)		5	データ整理	ISF	データ整理	ISF
11月14日(土)		6	インターネット、スマホで情報検索	ISF	求職市場、求人情報検索、ハローワークの使い方(PCルーム)	(株)エイジェック 秋田文子
11月16日(月)		7	ビジネスメール	ISF	メイク講座	一般社団法人たんとすまいる 宗像美由

## 自立支援教育訓練給付金のご案内

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、ひとり親家庭の親が指定を受けた教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を給付します。

### 1 利用できる方

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- (2) 受講を開始する日に雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない方  
※ 平成25年度から平成27年度に限り、教育訓練給付の受給資格を有している方も一部給付が受けられます。（詳しくは、お問い合わせください。）
- (3) 教育訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められる方
- (4) 過去に訓練給付金を受給していない方

### 2 対象となる講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

- ・ 介護職員初任者研修（旧 ホームヘルパー2級）、医療事務など職業能力アップを支援する多彩な講座があります。
- ・ 指定講座は、厚生労働省ホームページで確認できます。インターネットで「講座を探したい」と検索し、「教育訓練給付制度[検索システム]」のページで確認してください。

### 3 支給される給付金の額

- 対象講座の受講のために本人が支払った費用の2割相当額。  
※ 平成25年度から平成27年度に限って3割相当額を追加で給付します。（合わせて上限10万円、下限4千1円）  
算定した支給額に端数が生じた場合には、小数点以下は切り捨てになります。

### 4 給付金の支給時期

申請した翌月の15日。（金融機関の休業日の場合は翌営業日）



## 5 手続きの時期と提出書類等

(1) 受講前（受講料支払い前）の提出書類・・・事前の相談が必要です。

- ① 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事前相談申込書
- ② 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書
- ③ 教育訓練給付金要件回答書  
(ハローワーク発行、出来れば受講開始予定日のもの。)
- ④ 児童扶養手当証書  
(児童扶養手当を受給していない方は、ご相談ください。)
- ⑤ 講座のパンフレット及び日程表
- ⑥ 認印



講 座 の 受 講



(2) 受講後の提出書類・・・講座修了後1か月以内の手続きが必要です。

- ① 自立支援教育訓練給付金支給申請書  
(記載にあたって本人名義の金融機関の口座情報が必要です)
- ② 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書
- ③ 修了証明書
- ④ 領収書

### ◎ 問い合わせ・申請先

横須賀市こども育成部こども青少年給付課 母子自立支援員

電話 046-822-9809(直通)

このような相談が寄せられています

## 養育費の取決め方

- 別居中ですが、養育費はもらえますか
- 未婚で子どもを出産しましたが、養育費を請求できますか
- 離婚するとき、養育費は要らないと言ってしまいましたが、これからでも請求できますか
- 養育費はどれだけもらえますか

## いつからいつまでもらえるのか

- 養育費はいつから払ってもらえますか
- 20歳を過ぎても大学を卒業するまではもらえますか

## 養育費が支払われないとき

- 相手の住所が分からないのですが
- 養育費が途中から支払われなくなったのですが

## 再婚したとき

- 私が再婚したら養育費はもらえないのですか
- 相手が再婚しても養育費はもらえますか

## 子どもとの面会交流

- 相手と子どもとの面会はどのように取り決めたらよいのですか
- 子どもが相手に会いたがらないのですが
- 相手に子どもを会わせなければ養育費はもらえないのですか
- 子どもと会うときはどのようなことに気をつけたらよいのですか

## 民法(766条)が改正されました。

父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。  
(民法766条1項 平成24年4月1日施行)

1人で悩まないで!!  
まずは、下記へご相談ください

各地方自治体の母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や、母子自立支援員が設置された相談機関(市区役所、福祉事務所等)又は、養育費相談支援センター

養育費相談支援センターは  
月曜日から金曜日 午前10時から午後8時まで  
土曜日と祝日 午前10時から午後6時まで  
電話やメールによる相談を受け付けています。  
どうぞお気軽にご相談ください。

電話相談

**03-3980-4108**

(ご希望により当センターが電話を掛けなおしています。)

フリーダイヤル **0120-965-419**

(携帯電話は使えませんので上記の番号におかけください。)

メール相談

**info@youikuhi.or.jp**

ホームページ

**http://www.youikuhi-soudan.jp/**

# 養育費・面会交流

— 離れて暮らす親と子の絆のために —

お子さんのために養育費をもらっていますか?  
お子さんのために養育費を送っていますか?  
お子さんは離れて暮らしている  
お父さんやお母さんと会っていますか?



## 養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)  
厚生労働省委託事業

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階  
TEL 03(3980)4108 FAX 03(6411)0854  
メールアドレス info@youikuhi.or.jp

## 養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務(生活保持義務)であるとされています。

### 取決めの方法

養育費は、父母が離婚する前にきちんと話し合っ決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

### 金額の決め方

養育費は、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページで見ることができます。

### 金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化したとき、再婚して扶養家族が増えた時など、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合っ取り決めなおすことができます。

## 面会交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

### 面会交流の方法

面会交流の方法には、父母が話し合っ決めた場所に子どもが出かける(連れて行く)方法、別居親が迎えに来る(訪問する)方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

### 取決めの方法

面会交流を行う際に取り決めておく必要があるのは、面会の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。取決め内容は、父母が話し合っ決めるのが一番ですが、それができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

### 父母が心がけること

面会交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い方や面会時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。

## 子どもたちの声

子どもはかなり年齢が高くなっていても、なかなか上手に言葉にして自分の気持ちを伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、面会交流援助者や養育費相談員たちが、援助や相談活動の中で聞いた子どもたちの言葉です。

🌿 お母さんの作ったおにぎりはどうしておいしいの?  
(5歳・男)

(久しぶりに会ったお母さんにやさしい気を使っている男の子です。)

🌿 お父さん、ちゃんとご飯食べている?  
(小5・女)

(お母さんの前では言えなかったのですが、お父さんのことを心配していたことを伝えることができました。)

🌿 毎月1,2回はお母さんと食事しているから淋しくない。これからもずっと会いたい。  
(小4・男)

🌿 お父さんがずっと養育費を払ってくれているとお母さんから聞いて、見捨てられたのではないと思った。  
(中2・男)

🌿 お父さんがずっと養育費を払ってくれているとお母さんから聞いて、見捨てられたのではないと思った。  
(中2・男)

🌿 父は養育費もきちんと払ってくれた。小さいころから会ってきたので母子家庭であることをあまり意識しなかった。離婚したけど今でも両親には感謝している。  
(18歳・女)



## 子どもの心に届く養育費

お父さんとお母さんが離婚することは、どんな理由があっても子どもにはつらくさびしいものです。

しかし、たとえお父さんやお母さんと離れて暮らすことになっても、それぞれの親から自分は大切な存在として、愛されていると感ずることができれば、子どもは心の中にしっかりした安全基地を持つことができます。

離れて暮らすお父さんやお母さんが、苦しくてもずっと養育費を払ってくれたということを知っている子どもは、人と人とのつながりが愛情と責任で成り立っていることを信じる大人になることができるでしょう。

## 養育費は文書で取決めましょう

養育費は口約束であっても守らなければなりません。約束を明確なものにするために文書で取決めをしましょう。できれば、公正証書又は調停で取り決めることをお勧めします。

### ●公正証書……

公正役場に両親で出向いて作成します。

### ●調停……

相手の住所地の家庭裁判所に申し立てます。申立書は家庭裁判所に備え付けられています。夫婦の戸籍謄本(離婚後は子の戸籍謄本)、収入印紙1,200円(離婚後は子1人につき1,200円)、切手約1,000円分などが必要です。

詳しくは近くの家庭裁判所でお尋ねください。

### ●強制執行……

公正証書又は調停で取り決めた養育費を支払わなかった場合、債権者は給与や財産の差押え等の強制執行手続きをとることができます。

## お気軽にご相談ください

養育費相談支援センターは  
月曜日から金曜日 午前10時から午後8時まで  
土曜日と祝日 午前10時から午後6時まで  
電話やメールによる相談を受け付けています。

どうぞお気軽にご相談ください。

### フリーダイヤル

**0120-965-419**

(携帯電話は使えませんが下記にお掛けください)

### 電話

**03-3980-4108**

(ご希望により当センターが電話を掛けなおしています)

### メール相談

**info@youikuhi.or.jp**

全国の都道府県や市町村に置かれている母子家庭等就業・自立支援センターでは養育費に関する相談の他、面会交流等の問題も含めて電話相談や面接による相談を行っています。詳しくは養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

## 養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)

厚生労働省委託事業

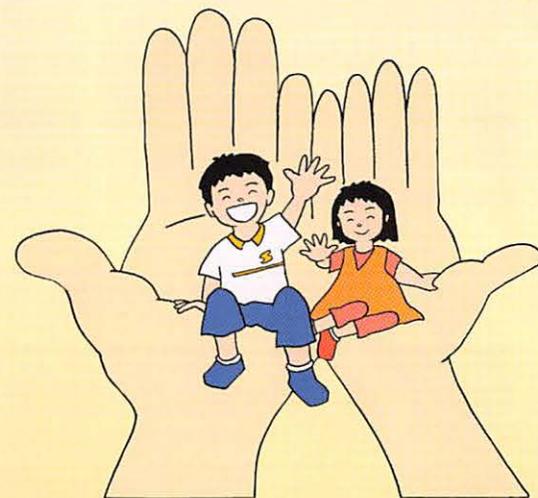
〒171-0021

東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

お子さんと離れて  
暮らすあなたへ

# 養育費

—心をつなぐメッセージ—



## 養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)

厚生労働省委託事業

## Q 養育費って何？

A 養育費は食費、教育費、医療費などお子さんの生活費のことです。

## Q どうして払わなければならないの？

A たとえ夫婦は離婚しても、かけがえのない父親母親としてお子さんを健全な社会人に育てる大きな責任があります。

## Q 離婚の理由や原因は関係ないの？

A 離婚の理由や原因と養育費の責任は全く別のものです。親同士の問題とは切り離してお子さんの健康な成長を考えましょう。

## Q 養育費は払わなくてもいいという約束をしたけど払わなければならないの？

A 離婚時にそのような約束をしたとしても、その後事情が変わってお子さんの生活費が必要になった場合は払わなければなりません。

## Q 借金があっても払わなければならないの？

A 借金の内容にもよりますが、原則的には借金の返済よりもお子さんの養育費を優先しなければなりません。

## Q 養育費の額はどういうふうに決めるの？

A 両親の収入を基にして両親が話し合っで決めるのが一般的です。一律にいくらと決まっているものではありませんが、目安となるものとして「養育費算定表」があります。



## Q 養育費算定表って何？

A 裁判官等の有志による研究会が発表したもので、両親の年収、子どもの数、子どもの年齢によって目安となる養育費額を算定することができる表です。東京家庭裁判所や養育費相談支援センターのホームページで紹介されています。

## Q 一度決めた額はずっと変わらないの？

A 大幅に収入が減ったり、再婚して扶養家族が増えたりした場合には両親が相談して減額することもできます。

## Q 子どもが進学したり、入院したりしたときは？

A お子さんが進学したり、事故や病気で入院したりして臨時の出費が必要になったときはその都度両親で話し合っで決めることが大切です。

## Q 子どもが何歳になるまで払えばいいの？

A 一般的にはお子さんが成人するまでと考えられています。

## Q 子どもが大学に入っても払う必要があるの？

A 両親がお子さんを大学に行かせてあげたいと考えるときは、話し合っで双方で負担することができます。

## Q 養育費はどうやって払うの？

A お子さんを育てている親の口座またはお子さんの口座に振り込むという方法が一般的です。

## Q 約束した養育費を払わないとどうなるの？

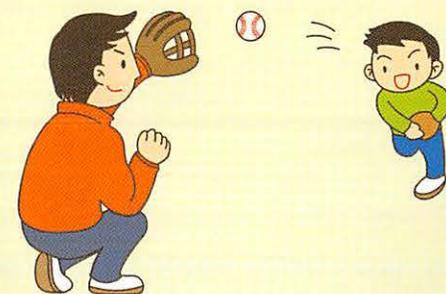
A 公正証書を作成したり、調停で決めたときには収入や財産などの差押えを受けることがあります。

## Q 子どもに会えない場合には養育費は払わなくてもいいの？

A 養育費を負担することとお子さんの面会交流は全く別の問題です。養育費と面会交流はどちらもお子さんの心身の健康な成長にとって大切なものです。両親が離婚する際には、面会交流と養育費についてよく話し合っで決めておくことが必要です。  
(養育費相談支援センター作成のパンフレット「面会交流」をご覧ください)

## Q 養育費について両親で話し合いができないときは？

A 養育費や面会交流について、両親で話し合いができないとき、または話し合っでも平行線で結論が出ないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。





## 結婚歴のないひとり親家庭のみなさんへ

平成 27 年 7 月より

# 寡婦(夫)控除みなし適用を実施します

結婚歴のないひとり親は、配偶者と死別・離別した方に適用される所得税法等の寡婦（夫）控除の対象ではありません。そのため、県の行政サービスの利用者負担額や給付額のうち、利用者の所得に応じて決定するものについて、結婚歴の有無により差が生じています。

県では、平成 27 年 7 月から結婚歴のないひとり親の方へ寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、結婚歴の有無による経済的支援の差が生じないようにします。対象制度（裏面参照）のご利用の際は、申請窓口へご相談ください。

### 1 制度の概要

結婚歴のないひとり親についても、寡婦（夫）控除が適用されたとみなして、県の行政サービスの利用者負担額等を算定します。

※ ただし、所得状況等により、利用者負担額等が変わらない場合もあります。

### 2 対象者

20 歳未満の子どもと生計を一にする結婚歴のないひとり親

具体的には、婚姻によらずに母または父となり、現在も婚姻（事実婚含む）しておらず、次の 1 または 2 に該当する方 です。

1 20 歳未満の子(\*1)を税法上扶養している母

2 20 歳未満の子(\*1)と生計を一にする母または父（父は、合計所得金額 500 万円以下に限る）

\*1 「20 歳未満の子」は、総所得金額が 38 万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限ります。

※税法上の寡婦(夫)控除を受けている場合は、みなし適用の対象にはなりません。

### 3 申請方法・申請開始時期

次の「4 必要書類」を申請窓口（裏面参照）へ提出し、申請してください。受付は平成 27 年 6 月 1 日から開始します。なお、申請相談をしていますので、事前に申請窓口へご相談ください。

### 4 必要書類（\*2）

①寡婦（夫）控除みなし適用に係る確認書（県ホームページからダウンロードできます。）

②ひとり親の平成 26 年分の収入証明書（所得金額及び所得控除の内訳を確認できるもの）

平成 27 年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書（\*3）、または平成 26 年の所得税を証明する書類

③ひとり親及び子どもの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書、3ヶ月以内に発行されたもの）

④世帯全員の住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）

\*2 必要な書類は、事業によって異なる場合があります（①から④以外の書類が必要な場合など）。詳細は申請窓口へお問い合わせください。

\*3 平成 27 年度の証明書は、6 月以降入手できます。課税（非課税）証明書は、市町村民税・県民税特別徴収税額通知書、または市町村民税・県民税納税通知書にかえることもできます。

## 5 対象制度

分野	制度名称	制度内容	受付相談・申請窓口	
母子	①ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的な病気等の際のヘルパー派遣利用料	平塚保健福祉事務所 鎌倉保健福祉事務所 小田原保健福祉事務所	0463(32)0130 0467(24)3900 0465(32)8000
	②高等職業訓練促進給付金	看護師等の資格取得の際の給付	小田原保健福祉事務所足柄上センター 茅ヶ崎保健福祉事務所	0465(83)5111 0467(85)1171
	③母子保護（児童保護措置費）	母子生活支援施設・助産施設の利用料	厚木保健福祉事務所	046(224)1111
	④助産（児童保護措置費）			
児童施設	⑤児童保護（児童保護措置費）	児童養護施設等の利用料	中央児童相談所 平塚児童相談所 鎌倉三浦地域児童相談所	0466(84)1600 0463(73)6888 046(828)7050
	⑥障害児施設等措置費	障害児入所施設の利用料	小田原児童相談所 厚木児童相談所	0465(32)8000 046(224)1111
⑦障害児入所給付費				
障害	⑧心身障害者扶養共済制度	障害者を扶養する方への任意加入年金制度	障害福祉課	045(210)4703
	⑨総合療育相談センター診療費等	診療費等	総合療育相談センター	0466(84)5700
医療	⑩精神障害者入院医療援護費	精神科病院の入院費補助	保健予防課	045(210)4727
住宅	⑪県営住宅家賃	県営住宅入居者の家賃	(一社)かながわ土地建物保全協会 (下記地域以外の団地にお住まいの方)	045(201)3932
			(株)東急コミュニティー 横須賀サービスセンター（横須賀市、横浜市金沢区(室の木ハイムのみ)、逗子市、三浦市、葉山町の団地にお住まいの方)	046(838)5078
教育	⑫県立高等学校授業料免除	就学支援金が支給されない場合のみ対象	財務課	045(210)8251

○お住まいの市町村によっては、県の制度の対象としていない場合もあります。

○県のほか、次の市でも寡婦控除みなし適用を実施しています。詳細は各市にお問い合わせください。

市名	対象制度	※マル数字は、類似する県制度の番号（上記5の表）に対応しています
横浜市	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪（市営住宅家賃）、その他（保育料など）	
川崎市	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪（市営住宅家賃）、その他（保育料など）	
相模原市	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪（市営住宅家賃）、その他（保育料など）	
藤沢市	②、③、④、その他（保育料など）	
小田原市	①、②、⑪（市営住宅家賃）、その他（保育料など）	
伊勢原市	①、②、⑪（市営住宅家賃）、その他（保育料など）	



神奈川県

県民局次世代育成部子ども家庭課 児童母子グループ

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-4671(直通)

寡婦控除みなし適用 神奈川県 検索

## 母子父子寡婦福祉資金貸付のご案内

～修学資金・就学支度資金をご利用される方へ～

### ◎母子父子寡婦福祉資金貸付とは

\*母子父子家庭等の生活を支援し、子どもの福祉向上のために市が実施している貸付金です。

修学資金 → お子さんが高等学校、大学、専修専門学校等に修学するために必要な資金を貸付しています。

就学支度資金 → お子さんが高等学校、大学、専修専門学校等へ入学するときに必要な資金を貸付しています。

\*利用できる方は次のすべての要件の方です。

△母子・父子家庭の母親・父親または寡婦の方

△お子さんの修学等にあたって所得が低く、経済的にお困りの方

△貸付金を返済する意思があり、返済可能と認められる方

### ◎申請にあたって

\*貸付を受けると、決められた期間内に返済をしなければなりません。

返済の計画をしっかりと立ててください。

\*この資金はお子さんが連帯債務者として、借受者であるお母さんと同様の返済責任を負うこととなっています。進路や卒業後の生活設計についてお子さんと十分話し合ってください。

申込の際には、連帯債務者となるお子さんとご一緒にお越しく下さい。

### ◎他の奨学金制度は

\*母子父子寡婦福祉資金以外にも、修学を経済的に支援する制度があります。利用可能な制度を活用して、無理のない資金計画をたてましょう。

私立高校学費助成制度 → 私立高校（専修学校を含む）

看護師等修学資金 → 看護師・理学療法士・作業療法士等

その他、民間団体や学校が実施している奨学金制度があります。

本資金の貸付を利用する場合は、他の貸付制度との併用を禁止とさせて頂いております。（日本学生支援機構等）

### ◎相談の窓口・問い合わせ先

横須賀市役所 こども育成部 こども青少年給付課 母子・父子自立支援員

電話 046 (822) 9809

### ◎借ることができる金額は

- \*学校の種別ごとに貸付限度額が定められています。(裏ページ参照)
- \*お貸しできるのは、貸付限度額以内で必要と認められる額です。修学に必要な費用と生計の状況を事前にお伺いして決定します。

### ◎申請に必要な書類等

- \*申請書 \*借用証書
- \*借受人の収入がわかるもの(直近の3か月分給与明細又は源泉徴収票)
- \*保証人の収入がわかるもの( )
- \*保証人の印鑑登録証明書
- \*合格通知書等の写し及び在学証明書
- \*ひとり親であることがわかる書類
- \*借受者と連帯債務者の印鑑

### ◎連帯保証人について

- \*母子父子寡婦福祉資金は、無担保ですが、連帯保証人が1名必要です。
- \*連帯保証人は返済(償還)が終了するまで借受者と同様の債務責任を負って頂くことになります。
- \*連帯保証人は、次のすべての要件を満たす方です。
  - 県内に一年以上お住まいの方(3親等以内の親族の場合には県外に居住の方でも可)
  - 60歳以下の方
  - 一定の職業を持ち、一定以上の収入のある方(手取り金額20万円以上)
  - 貸付金の返済に応ずる資力のある方
  - 同一世帯の親族の方は保証人になれません。

### ◎申請書提出から貸付金の受け取りまで

- \*提出された申請書を審査の上、貸付を決定し通知します。
- \*貸付金は貸付決定月の月末に申請書に記載された金融機関口座に振り込みます。
- \*修学資金の2回目以降は7月・10月・1月・4月の中旬にそれぞれ3ヶ月分がまとめて振込まれます。

### ◎返済方法

- \*返済は、卒業後6ヶ月据え置いた後、月賦払い(120回)か半年払い(20回)で返済して頂きます。一部の学校は5年返済になります。期間を短縮することもできます。卒業後のライフプランを考え返済されることをおすすめします。
- \*ご返済は口座振替または、納付書での納付となります。  
ただし、納付期限を過ぎますと、違約金がつく事がありますので、口座振替をお勧めします。

### ◎その他のご留意いただくこと

- \*修学資金の貸付にあたり、毎年、在学証明書を提出して頂きます。
- \*住所や氏名の変更、お子さんが退学した場合等は、速やかに こども青少年給付課 母子・父子自立支援員 まで連絡し必要な手続きをとって下さい。
- \*貸付中に母子父子家庭等でなくなった場合、または、市外に転出した場合には、貸付は停止となります。

## 貸付申請書の記入について

(第1面)

捨 印

(1) 借受者 (2) 連帯債務者 (3) 連帯保証人 3人とも押印してください。  
(連帯保証人は印鑑登録された印を使用して下さい。)

申 請 者

借受者本人が記入、押印してください。

「住所」は、アパート名、棟号、〇〇様方まで記入しいずれも必ずフリガナを  
ふってください。

「生年月日」は、和暦で記入して下さい。

連帯債務者

連帯債務者本人(児童・子)が記入、押印して下さい。

連帯保証人

連帯保証人 本人が記入、押印して下さい。

(印鑑登録をされた印を使用して下さい。)

借用証書には保証人の印鑑登録証明書の添付が必要です。)

資 金 欄

資金名、貸付総額、貸付月額(継続で貸し付ける資金のみ)をそれぞれ記入し  
てください

(第2面)

振 込 先

「振込金融機関」欄の銀行は、申請者の名義を記入して下さい。

婚姻の形態

該当する番号を○で囲んで下さい。

離別の理由

母子となった発生日欄は、和暦で記入して下さい。

扶養の有無

寡婦福祉資金申請者のみ該当する番号を○で囲んで下さい。

学 校 等

学校の公私立区分の該当する番号を○で囲み、学年制欄に学年制を、学校名欄  
に学校名を、現在学年欄に申請時の学年を記入して下さい。

(第3面)

貸付を受ける理由

具体的に記入して下さい。

償 還 財 源

具体的に記入して下さい。(例=子どもが学校卒業後就職して返済する)

家族の状況

職業欄は、会社員、店員、保険外務員など具体的に記入して下さい。  
非常勤、パート等の場合、勤務先欄にその旨記入して下さい。

生計の状況

この欄の資産、負債は出来るだけ詳細に記入して下さい。

(例) 資産=預貯金、不動産

負債=銀行ローン、母子寡婦福祉資金など

(第4面)

保証人状況

市民となった年月は、保証人が横須賀市民の場合に和暦で記入して下さい。  
その他の項目は、保証人本人に確認し、具体的に記入して下さい。

### 28.4～ 修学・就学支度資金貸付限度額と返済額

		月額 貸付金	貸付月数	貸付金総額	貸付期間(据置き含)	半年賦(20回)の返済期間		月賦(120回)の返済期間			
高 校 自 宅	公 立	修学	36ヶ月	648,000	28年4月～31年9月	32,400	32月3月～41年9月	5,400	31年10月～41年9月		
		就学支度		150,000						7,500	
	私 立	修学		1,080,000						54,000	9,000
		就学支度		410,000						20,500	3,416

短 大 自 宅	短大・専門	修学	24ヶ月	1,272,000	28年4月～30年9月	63,600	31年3月～40年9月	10,600	30年10月～40年9月
	専 門 自 宅	2年制(私立)		就学支度					

大 学 自 宅	大学(公立)	修学	48ヶ月	2,160,000	28年4月～32年9月	108,000	33年3月～42年9月	18,000	32年10月～42年9月		
		就学支度		370,000						18,500	3,083
	大学(私立)	修学		2,592,000						129,600	21,600
		就学支度		580,000						29,000	4,833

大 学 自 宅 外	大学(公立)	修学	48ヶ月	2,448,000	28年4月～32年9月	122,400	33年3月～42年9月	20,400	32年10月～42年9月		
		就学支度		380,000						19,000	3,166
	大学(私立)	修学		3,072,000						153,600	25,600
		就学支度		590,000						29,500	4,916

\* 28年4月入学の方の金額を明示しています。